

# 令和7年7月から下水道使用料を改定します

現在多額の公費負担に頼った運営となっている下水道事業ですが、安定的かつ持続的な、自立した運営を目指して、令和7年7月1日から下水道使用料を改定する運びとなりました。

改定にあたり、皆さまに下水道に対する理解を深めていただくため、今回は、下水道事業の整備状況や経営見通し、木曾岬町公営企業運営委員会での検討結果についてご紹介させていただきます。

## 下水道の役割

下水道は、木曾岬町周辺の水域や良好な生活環境を維持するために重要な施設です。木曾岬町は木曾川より高い位置にあり、自然排水が困難であることから、下水道整備前は使用した水が水路に滞留し、蚊やハエの発生が問題となっていました。下水道の整備により、害虫や悪臭の発生を防ぐとともに、川や海の水質も保全され、快適な生活を送ることができます。



## 下水道事業の整備状況

本町では公共下水道事業、農業集落排水事業により下水道の整備は完了し、水洗化率は99%に達しています。

現在は施設の効率的な維持管理に努めていますが、下水道施設は老朽化が進んでおり、今後は施設の改築や耐震化にかかる修繕など、より計画的で効率的な維持管理を行っていく必要があります。



## 今後の経営見通し

物価の上昇に伴い処理場の運転管理を民間業者に委託する費用が上昇傾向にあることや、老朽化に伴う下水道施設のメンテナンス費用の増加などにより支出が増えることが予想されます。一方で、収入は人口減少に伴って減少することが見込まれるため、下水道事業の経営状況は今後増々悪化していく見込みです。

## 木曾岬町公営企業運営委員会 における検討

重要な社会基盤である下水道事業の将来に亘って安定かつ持続的に経営に向けて経営改善を図る必要があると考え、「木曾岬町公営企業運営委員会」(以下「委員会」という。)にて、検討、審議を重ねました。

そこでのご意見を踏まえた改定内容について、裏面に示します。



委員会の様子

審議内容	審議を踏まえた改定内容																																												
(1) 使用料の改定にあたり目指すべき水準	将来的には「独立採算が可能となる水準」を目指す。 ただし、改定は段階的に行うものとする。																																												
(2) 今回の使用料改定（一般世帯分）について	<p style="text-align: center;"><b>【一般家庭の場合】</b></p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現行</span> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">→</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改定後</span> </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="background-color: #e0f7fa;">下水道使用料(1箇月につき) (外税)</th> <th colspan="3" style="background-color: #e0f7fa;">下水道使用料(1箇月につき) (外税)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>使用水量</th> <th>使用料</th> <th></th> <th>使用水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">基本使用料</td> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>900円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">基本使用料</td> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>10m<sup>3</sup>を超え 20m<sup>3</sup>以下</td> <td>92円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">超過使用料 (1m<sup>3</sup>につき)</td> <td>10m<sup>3</sup>を超え 20m<sup>3</sup>以下</td> <td>112円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">超過使用料 (1m<sup>3</sup>につき)</td> <td>20m<sup>3</sup>を超え 40m<sup>3</sup>以下</td> <td>110円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">超過使用料 (1m<sup>3</sup>につき)</td> <td>20m<sup>3</sup>を超え 40m<sup>3</sup>以下</td> <td>133円</td> </tr> <tr> <td>40m<sup>3</sup>を超え 100m<sup>3</sup>以下</td> <td>120円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">超過使用料 (1m<sup>3</sup>につき)</td> <td>40m<sup>3</sup>を超え 100m<sup>3</sup>以下</td> <td>146円</td> </tr> <tr> <td>100m<sup>3</sup>を超え 500m<sup>3</sup>以下</td> <td>150円</td> <td>100m<sup>3</sup>を超え 500m<sup>3</sup>以下</td> <td>182円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500m<sup>3</sup>を超えるもの</td> <td>180円</td> <td></td> <td>500m<sup>3</sup>を超えるもの</td> <td>219円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>【法人等の場合】</b></p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更なし</span> </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;">       基本使用料(1箇月につき)        2,900円/1口(外税)        ※税込3,190円/1口     </div>	下水道使用料(1箇月につき) (外税)			下水道使用料(1箇月につき) (外税)				使用水量	使用料		使用水量	使用料	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	900円	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,100円	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> 以下	92円	超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> 以下	112円	超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> 以下	110円	超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> 以下	133円	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下	120円	超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下	146円	100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> 以下	150円	100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> 以下	182円		500m <sup>3</sup> を超えるもの	180円		500m <sup>3</sup> を超えるもの	219円
下水道使用料(1箇月につき) (外税)			下水道使用料(1箇月につき) (外税)																																										
	使用水量	使用料		使用水量	使用料																																								
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	900円	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,100円																																								
	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> 以下	92円		超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> 以下	112円																																							
超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> 以下	110円	超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)		20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> 以下	133円																																							
	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下	120円		超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下	146円																																							
	100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> 以下	150円			100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> 以下	182円																																							
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	180円		500m <sup>3</sup> を超えるもの	219円																																								
(3) 今回の改定の実施時期について	使用料の改定時期は、令和7年7月からとする。																																												
(4) 一般世帯における今後の使用料について	3年または4年おきに下水道使用料の改定を検討し、最終的に独立採算が可能な水準にする。また、今後の検討方法にあつては今回の委員会における検討事項を準用する。																																												
(5) 法人の使用料について	一般家庭の使用料を段階的に上げていく中で、法人の現在の使用料に追いついた際に、法人の使用料改定について検討を開始する。一般家庭の料金改定に準じ、従量制への移行、段階的な料金見直しを実施する。																																												

## 新しい下水道使用料について

令和7年7月1日から適用される新料金は、上記「(2) 今回の使用料改定（一般世帯分）について」のとおりです。

新料金での請求は、B地区：令和7年9月請求分、A地区：令和7年10月請求分 からとなります。

皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

ご確認ください

- ◆ 今後も「広報きそさき」折込チラシで改定の内容等について随時周知を行ってまいります。
- ◆ 町ホームページでも詳しく紹介していく予定です。